佐賀大学美術館ネーミングライツ・パートナー募集要項

佐賀大学美術館運営の根幹である財政的基盤を強固で安定的なものとし、自主財源の確保に取り組むとともに、学外の資金を活用させていただくことによって、美術館の充実した運営及び持続的な維持管理に資するため、美術館の愛称の命名権者（ネーミングライツ・パートナー）を以下のとおり募集します。

１．対象施設

○佐賀大学美術館（全体。ただし、カフェ、守衛室、Infoを除きます。）

＊施設の概要

佐賀大学美術館

所在地 ： 佐賀市本庄町1

延床面積： １，７１２㎡

展示面積： ４４６㎡

建築構造： 鉄骨造 地上２階

開館年月： 平成２５年１０月

施設概要：展示室、スタジオ、特別展示室、小展示室、歴史展示スペース等

美術館優先駐車場：３６台

平成２５年１０月～平成２７年３月イベント件数（予定）：２７件

延来場人数（予定）：５８，３００名

（平成２５年１０月２日開館から１２月３日まで（開館日数：５０日）の来館

者実績は、１４，９９９名です。）

<参考>　本庄キャンパス教職員及び学生数

　約７、４９０名（職員８１０名　学生６、６８０名）

　　　　　　　　　その他、本庄キャンパスには、公開講座、オープンキャンパス、免許

状更新講習等による多数の来学者があります。

２．募集の概要

（１）契約希望条件

契約希望期間：３年以上

命名権料（年間契約額。消費税及び地方消費税を含む。）

佐賀大学美術館（全体）

１千万円以上（年）

　（２）応募資格

　　　ネーミングライツ・パートナーになることを希望する法人・自然人と法人格のな

い団体のすべてとします。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないもの

とします。

①　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

②　行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

③　社会問題を起こしているもの

④　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあるもの

⑤　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項の規定による貸金業を行う

　もの

⑥　賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

⑦　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生

　法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの

及び申立てがなされているもの

⑧　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律

　第２１７号）及び柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に定める施術所を開

　設したもの以外で、手技、温熱、電気、光線、刺激等の療術行為を行う業種に属

する事業を行うもの

⑨　国税、地方税等を滞納しているもの

⑩　美術館内において販売に関する事業を行うもの

　（３）愛称の付与

①　命名する愛称は美術館の設置目的をイメージでき、美術館の運営に支障を及ぼ

さないものとします。

②　大学美術館にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認めないこととします。

・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの

・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの

・社会問題等の主義、主張に係るもの

・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

・求縁又は男女の交際、通信等に関するもの

・美術館の運営に支障を及ぼし、美術館の信用又は品位を害するおそれのあるも

　の

・人権を侵害するおそれのあるもの

・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの

・集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると

認められるもの

・その他学長が美術館に表記する愛称として適当ではないと認めるもの

③　愛称は、佐賀大学役員会で審議の上、最終決定します。

④　混乱を避けるため、期間中の愛称変更はできません。

⑤　本学の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、貸館による利

用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

（４）その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。（※詳

細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）なお、催し物によっ

ては、その主催者の要請により、特典の内容が一部制限される場合があります。

また、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

①　美術館内に愛称サインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基

　づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学

　との協議をお願いします。

②　本学の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。

③　本学のホームページ（トップページ）にバナー広告１枠の掲載権利を付与しま

す。

　　　④　美術館の運営に支障のない範囲で、年間１２日の優先使用権利を付与します。

⑤　ネーミングライツ・パートナー自身もネーミングライツ・パートナーであるこ

とをＰＲすることができます。

　　　⑥　ＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）活動等への協力として、本学教職

員を講演者として派遣する等の便宜を図ります。

⑦　その他、希望される特典等（付帯条件）があれば提案することができます。

（５）愛称の表示、使用等に伴う費用負担

美術館の愛称サイン及び案内看板等の設置、変更及び契約期間満了後の原状回復

　　　に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（命名権料の他に別途

　　　ご負担いただきます。）なお、美術館の愛称サインや案内看板などの内容（デザイン

や大きさ等）や設置場所については、本学と協議をして決定するものとします。ま

た、愛称の使用開始日において、表示の変更が完了していない場合においても、使

用期間及び命名権料に変更はありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 費用負担 | 備考 |
| 看板の表示変更 | ネーミングライツ・パートナー |  |
| 印刷物、ホームページの表示変更 | 本学 | 新規作成分を対象 |

（６）募集期間

平成2５年１２月４日（水）から随時受け付けます。なお、持参の場合の受付時間

は土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

（７）応募時の提出書類

①　ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）

②　法人の場合は、会社概要及び直近３年間の決算報告書

③　法人の場合は、登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）

④　国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

（８）選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、佐賀大学が設置する選定委員会において、

応募の趣旨、愛称案、命名権料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライ

ツ・パートナーの候補者を選定します。

＊資格要件及び選定基準は、次のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選定項目 | 要件、基準等 | 配点等 |
| 資格要件 | 応募の趣旨及び愛称等 | ○ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか。（応募の趣旨等）・(2)の応募資格のないものでないか・命名権料及び契約期間の希望条件を満たさない提案でないか・契約期間中、命名権料の納付が滞る恐れの高い応募者でないか・内容に虚偽の記載があったことが判明した提案でないか | 適・否 |
| ○愛称が地域住民に受け入れられるか（親しみやすさ等）・施設名称が想起できない、施設のイメージを損なう恐れがあるなど、愛称が不適当と認められる提案でないか（(3)の条件を満たすと認められる提案であるか） |
| 選定基準 | 命名権料 | ○財政的な観点から高いほど高得点とする（提案価格①と最高提案価格②の比率による算出）各申請者の点数＝６０×①／② | ６０ |
| 契約期間 | ○愛称として定着させる観点から期間が長いほど高得点とする（提案期間①と最高提案期間②の比率による算出）各申請者の点数＝４０×①／② | ４０ |
| 合計 | １００ |

（９）選定結果の通知及び公表

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、本学のホームページ等

で公表するとともに報道発表を行います。

（１０）契約の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングラ

イツに関する契約を締結します。

なお、契約締結後、決定した愛称、ネーミングライツ・パートナー、命名権料

及び契約期間等を公表します。また、契約更新時には契約者に優先交渉権を付与

します。

（１１）命名権料の納入時期

命名権料の納入は、原則として毎年度当初（５月末まで）に１年分を一括して

納入するものとします。ただし、初年度分については、契約時期によって納入時

期及び命名権料が異なります。

（１２）リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や美術館につけ

　　　　た愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライ

ツ・パートナーが負うこととします。0

（１３）契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、美術館のイメージが

　　　　損なわれる恐れが生じた場合又はネーミングライツ・パートナーの事情、瑕疵に

　　　　より、愛称の維持が困難な場合には契約を解除することがあります。この契約解

除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担としま

す。

（１４）応募・問合せ先

佐賀大学総務部総務課美術館担当

〒８４０－85０２ 佐賀市本庄町1

電話 ０９５２－２８－８３３３

FAX ０９５２－２８－８１１８

E-mail 　museum@mail.admin.saga-u.ac.jp